

滋賀県過疎地域自立促進方針(案)について

1 過疎地域自立促進方針の位置づけ

- 過疎地域自立促進特別措置法第5条に基づき、都道府県が行う過疎地域の自立促進を図るための施策の大綱を定めるもの。
- 過疎地域自立促進都道府県計画および過疎地域自立促進市町村計画の策定指針となるもの。
- 過疎地域自立促進方針は、国が講ずる各種行政・財政・税制上の措置の前提となる。(策定にあたっては関係大臣(総務、農林水産、国土交通)に協議し、同意を得なければならない。)
- 過疎法の改正により、法の失効期限が6年間延長されたことから、平成22年度から平成27年度までの6年間の方針とする。

2 滋賀県過疎地域自立促進方針(概要)

- 1 滋賀県過疎地域自立促進方針の位置づけ
- 2 過疎地域の自立促進に関する基本的な事項
 - (1) 過疎地域の現状
 - ① 過疎地域指定の状況
 - ② 過疎地域の人口の動向
 - ③ 過疎地域の産業の動向
 - ④ 過疎地域の施設整備の状況
 - ⑤ 過疎地域の課題と魅力
 - (2) 方針策定にあたっての基本的な考え方
 - (3) 過疎地域自立促進の基本的な方向
 - (4) 広域的な経済社会生活圏の整備と計画等の関連
- 3 過疎地域における農林水産業、商工業その他の産業振興および観光の開発に関する事項
 - (1) 農業の振興
 - (2) 林業の振興
 - (3) 水産業の振興
 - (4) 商工業等の振興
 - (5) 観光の開発
- 4 過疎地域とその他の地域および過疎地域内を連絡する交通通信体系の整備、過疎地域における情報化並びに地域間交流の促進に関する事項
 - (1) 交通通信体系の整備
 - (2) 情報化および地域間交流の促進
- 5 過疎地域における生活環境の整備に関する事項
- 6 過疎地域における高齢者等の保健および福祉の向上の推進に関する事項
- 7 過疎地域における医療の確保に関する事項
- 8 過疎地域における教育の振興に関する事項
- 9 過疎地域における地域文化の振興等に関する事項
- 10 過疎地域における集落の整備に関する事項

<参考>

- ・今後のスケジュール(案)
- H22.8.3 県政経営会議(協議事項)
- H22.8 国(総務省、国土交通省、農林水産省)との協議
- H22.8末 方針の策定

滋賀県過疎地域自立促進方針に記載する項目新旧対照表（案）

新	旧	(参考) 法第5条第2項
<p>滋賀県過疎地域自立促進方針</p> <p>1 滋賀県過疎地域自立促進方針の位置づけ</p> <p>2 過疎地域の自立促進に関する基本的な事項</p> <p>(1) 過疎地域の現状</p> <p>①過疎地域指定の状況</p> <p>②過疎地域の人口の行動</p> <p>ア) 人口の推移</p> <p>イ) 年齢階層別人口比率の推移</p> <p>③過疎地域の産業の動向</p> <p>④過疎地域の施設整備の状況</p> <p>ア) 道路の改良率</p> <p>イ) 上下水道の整備状況</p> <p>ウ) 児童生徒数と小中学校数</p> <p>エ) 医療施設数</p> <p>⑤過疎地域の課題と魅力</p> <p>(2) 方針策定にあたっての基本的な考え方</p> <p>(3) 過疎地域自立促進の基本的な方向</p> <p>(4) 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連</p> <p>3 過疎地域における農林水産業、商工業その他の産業振興および観光の開発に関する事項</p> <p>(1) 農業の振興</p>	<p>過疎地域自立促進方針</p> <p>1 基本的な事項</p> <p>(1)過疎地域の現状と問題点</p> <p>(2)過疎地域自立促進の基本的な方向</p> <p>(3)広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連</p> <p>2 産業の振興</p> <p>(1)産業振興の方針</p> <p>(2)農林水産業の振興</p>	<p>一 過疎地域の自立促進に関する基本的な事項</p> <p>二 過疎地域における農林水産業、商工業その他の産業振興および観光の開発に関する事項</p>

<p>(2) 林業の振興 (3) 水産業の振興 (4) 商工業等の振興</p> <p>(5) 観光の開発</p>	<p>(3)地場産業の振興 (4)企業の誘致対策 (5)起業の促進 (6)商業の振興 (7)観光又はレクリエーション</p>	
<p>4 過疎地域とその他の地域および過疎地域内を連絡する交通通信体系の整備、過疎地域における情報化並びに地域間交流の促進に関する事項</p> <p>(1) 交通通信体系の整備</p> <p>(2) 情報化および地域間交流の促進</p>	<p>3 交通通信体系の整備、情報化又は地域間交流の促進</p> <p>(1)交通通信体系の整備の方針 (2)都道府県道及び市町村道の整備 (3)農道、林業及び漁港関連道の整備 (4)交通確保対策 (5)電気通信施設の整備 (6)情報化の推進 (7)地域間交流の促進</p>	<p>三 過疎地域とその他の地域及び過疎地域内を連絡する交通通信体系の整備、過疎地域における情報化並びに地域間交流の促進に関する事項</p>
<p>5 過疎地域における生活環境の整備に関する事項</p>	<p>4 生活環境の整備</p> <p>(1)生活環境の整備の方針 (2)簡易水道、下水処理施設等の整備 (3)消防救急施設の整備</p>	<p>四 過疎地域における生活環境の整備に関する事項</p>
<p>6 過疎地域における高齢者等の保健および福祉の向上の推進に関する事項</p>	<p>5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</p> <p>(1)高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針 (2)高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策</p>	<p>五 過疎地域における高齢者等の保健及び福祉の向上の推進に関する事項</p>

<p>7 過疎地域における医療の確保に関する事項</p>	<p>(3)児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策</p>	
<p>8 過疎地域における教育の振興に関する事項</p>	<p>6 医療の確保 (1)医療の確保の方針 (2)無医地区対策 (3)特定診療科に係る医療確保対策</p>	<p>六 過疎地域における医療の確保に関する事項</p>
<p>9 過疎地域における地域文化の振興に関する事項</p>	<p>7 教育の振興 (1)教育の振興の方針 (2)公立小中学校の統合整備等教育施設の整備 (3)集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備</p>	<p>七 過疎地域における教育の振興に関する事項</p>
<p>10 過疎地域における集落の整備に関する事項</p>	<p>8 地域文化の振興等 (1)地域文化の振興等の方針 (2)地域文化の振興等に係る施設の整備</p>	<p>八 過疎地域における地域文化の振興に関する事項</p>
<p>10 過疎地域における集落の整備に関する事項</p>	<p>9 集落の整備 (1)集落整備の方針 (2)集落の再編整備</p>	<p>九 過疎地域における集落の整備に関する事項</p>

滋賀県過疎地域自立促進方針（案）

1 滋賀県過疎地域自立促進方針の位置づけ

過疎地域にかかる特別措置法として、昭和 45 年 4 月 1 日に「過疎地域対策緊急措置法」が 10 年間の時限立法として施行されて以来、これまで 4 回の時限立法が制定されてきました。過疎地域を取り巻く社会情勢を踏まえたうえで、過疎地域に求められる役割や過疎地域振興の理念、過疎対策の意義・必要性について検討され、10 年ごとに新たな立法措置が講じられてきたところです。

平成 12 年 4 月 1 日に施行された「過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）」については、平成 22 年 3 月 31 日が失効期限でしたが、本県をはじめとする全国各地域からの要望等を踏まえ、法期限の延長や特別措置の拡充などが盛り込まれた「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律」が平成 22 年 4 月 1 日に施行されたところです。具体的には法に示された過疎地域の意義・役割や過疎地域振興の必要性を踏襲しつつ、失効期限の延長（平成 28 年 3 月 31 日まで）、過疎地域の要件の追加および過疎対策事業債をはじめとした特別措置の充実等が図られました。

この滋賀県過疎地域自立促進方針（以下「方針」という。）は、県内の過疎地域の現状や過疎地域を抱える市の取組等を踏まえ、過疎地域自立促進特別措置法（以下「法」という。）第 5 条の規定に基づき、平成 22 年度から平成 27 年度までの 6 年間の県が行う過疎地域の自立促進を図るための大綱となるものであると同時に、法に基づき策定される過疎地域自立促進市町村計画や過疎地域自立促進県計画の指針となるものです。

本県の過疎地域は 2 地域（長浜市の旧余呉町区域および高島市の旧朽木村区域）であり、平成 17 年国勢調査結果で人口は約 0.45%、面積は県土の約 8.3%となっています。両地域には豊かな自然や多様な地域資源が存在しており、これらの資源を活かし、住民、行政など地域に係わる全ての人々の創意工夫により地域の活性化、自立促進を図っていくことが求められます。

2 過疎地域の自立促進に関する基本的な事項

（1）過疎地域の現状

本県は日本列島のほぼ中央に位置する交通の要衝地であり、京阪神への通勤圏として、県南部のいわゆる湖南地域を中心に人口が増加しています。

一方、県北部、西部のいわゆる湖北・湖西地域には人口の減少が続いている地域も存在しています。中でも、湖北地域の一角を占める長浜市の旧余呉町の区域及び湖西地域の一角を占める高島市の旧朽木村の区域は過疎地域となっています。

①過疎地域指定の状況

本県において法に基づく過疎地域は以下の 2 地域です。

対象市町名	適用条文	備考
長浜市の旧余呉町の区域	法第 33 条第 2 項	特別豪雪地帯
高島市の旧朽木村の区域	法第 33 条第 2 項	豪雪地帯

②過疎地域の人口の動向

ア) 人口の推移 (国勢調査)

(単位:人、(%)は昭和35年からの伸率)

	S35年	S40年	S45年	S50年	S55年	S60年	H2年	H7年	H12年	H17年
旧余呉町	6,344	5,713 (▲9.9%)	5,381 (▲15.2%)	5,129 (▲19.2%)	5,058 (▲20.3%)	4,900 (▲22.8%)	4,672 (▲26.4%)	4,417 (▲30.4%)	4,218 (▲33.5%)	3,931 (▲38.0%)
旧朽木村	4,532	4,007 (▲11.6%)	3,501 (▲22.7%)	3,162 (▲30.2%)	2,876 (▲36.5%)	2,815 (▲37.9%)	2,616 (▲42.3%)	2,603 (▲42.6%)	2,625 (▲42.1%)	2,310 (▲49.0%)
県全体	842,695	853,385 (1.3%)	889,768 (5.6%)	985,621 (17.0%)	1,079,898 (28.1%)	1,155,844 (37.2%)	1,222,411 (45.1%)	1,287,005 (52.7%)	1,342,832 (59.3%)	1,380,361 (63.8%)

本県の人口は、平成17年の国勢調査で1,380,361人であり、前回調査の平成12年から37,529人、2.8%増加しています。昭和35年と比較すると537,666人、63.8%増加しています。

一方、過疎地域においては昭和35年以降、人口減少の一途をたどっています。平成17年の人口は昭和35年と比べ、旧余呉町区域で38.0%の減少、旧朽木村区域で49.0%の減少と人口減少が著しい状況になっています。

イ) 年齢階層別人口比率の推移 (国勢調査)

・人口に占める0歳から14歳までの人口比率の推移

	S35年	S40年	S45年	S50年	S55年	S60年	H2年	H7年	H12年	H17年
旧余呉町	31.1%	28.9%	24.5%	22.6%	20.5%	18.8%	17.7%	16.8%	15.7%	13.6%
旧朽木村	35.6%	31.6%	25.5%	20.8%	18.4%	17.9%	17.5%	15.4%	13.4%	12.5%
県全体	29.1%	27.8%	23.1%	24.2%	24.6%	23.4%	20.4%	18.0%	16.4%	15.4%

・人口に占める15歳から64歳までの人口比率の推移

	S35年	S40年	S45年	S50年	S55年	S60年	H2年	H7年	H12年	H17年
旧余呉町	59.4%	60.6%	63.8%	64.4%	64.5%	63.6%	61.5%	58.3%	56.3%	55.3%
旧朽木村	56.5%	58.7%	62.4%	64.5%	64.1%	63.8%	60.0%	57.7%	57.1%	53.1%
県全体	62.6%	67.1%	68.0%	66.5%	65.4%	65.8%	67.4%	67.9%	67.5%	66.4%

・人口に占める65歳以上の人口比率の推移

	S35年	S40年	S45年	S50年	S55年	S60年	H2年	H7年	H12年	H17年
旧余呉町	9.5%	10.5%	11.7%	13.0%	15.0%	17.6%	20.8%	24.9%	28.0%	31.1%
旧朽木村	7.9%	9.6%	12.1%	14.7%	17.5%	18.3%	22.6%	26.9%	29.5%	34.4%
県全体	8.4%	8.1%	8.9%	9.3%	10.0%	10.8%	12.0%	14.1%	16.1%	18.1%

平成17年国勢調査においては、過疎地域における65歳以上の人口比率は旧余呉町区域31.1%、旧朽木村区域34.4%と、県全体の18.1%を大きく上回って高齢化が進んでいる結果が出ています。

15歳から64歳までの生産年齢人口は、平成17年国勢調査で、旧余呉町区域55.3%、旧朽木村区域53.1%となっており、県全体の66.4%と比べて、10ポイント以上低くなっています。

③過疎地域の産業の動向（国勢調査）

・15歳以上就業者数に占める第1次産業の就業者数の割合

	S35年	S40年	S45年	S50年	S55年	S60年	H2年	H7年	H12年	H17年
旧余呉町	66.9%	60.8%	45.7%	36.0%	28.2%	22.8%	16.7%	16.9%	16.0%	15.5%
旧朽木村	71.7%	64.8%	64.8%	34.4%	25.5%	21.6%	12.4%	14.3%	10.0%	13.9%
県全体	43.6%	35.2%	27.6%	18.0%	11.7%	8.4%	5.7%	5.0%	3.5%	3.7%

・15歳以上就業者数に占める第2次産業の就業者数の割合

	S35年	S40年	S45年	S50年	S55年	S60年	H2年	H7年	H12年	H17年
旧余呉町	11.6%	13.3%	27.7%	31.0%	31.9%	37.1%	39.9%	37.4%	34.6%	31.6%
旧朽木村	11.5%	11.5%	25.9%	32.8%	36.5%	37.5%	40.6%	32.7%	31.0%	25.7%
県全体	25.3%	30.1%	35.2%	38.7%	40.0%	41.4%	42.4%	41.4%	38.8%	34.4%

・15歳以上就業者数に占める第3次産業の就業者数の割合

	S35年	S40年	S45年	S50年	S55年	S60年	H2年	H7年	H12年	H17年
旧余呉町	21.5%	25.9%	26.6%	33.0%	39.9%	40.1%	43.4%	45.6%	49.9%	53.0%
旧朽木村	16.8%	23.7%	22.7%	32.8%	37.0%	40.9%	47.0%	52.9%	59.0%	60.3%
県全体	31.1%	34.7%	37.2%	43.1%	48.2%	50.1%	51.5%	53.8%	56.5%	60.5%

15歳以上就業者に占める産業別の就業者比率をみると、過疎地域では、農林業など第1次産業に占める割合が、平成17年国勢調査で、旧余呉町区域15.5%、旧朽木村区域13.9%となっており、県全体の3.7%を上回っています。

④過疎地域の施設整備の状況

ア) 道路の改良率（平成20年度道路現況調査）

・国道の改良率

旧余呉町	100.0%
（高島市）	（98.4%）
県全体	92.6%

・県道の改良率

旧余呉町	36.9%
（高島市）	（71.5%）
県全体	74.9%

・市道の改良率

旧余呉町	25.0%
（高島市）	（38.6%）

県全体	52.5%
-----	-------

道路の改良率（実延長に占める規格改良済延長の割合）は、県道、市道について県全体の改良率からみて、過疎地域では未改良部分が多い状態となっています。

イ) 上下水道の整備状況

- ・水道普及率（平成 20 年度滋賀の水道）

旧余呉町	99.8%
（高島市）	（95.2%）
県全体	99.2%

- ・水洗化人口率（平成 20 年度公営企業決算状況調査）

旧余呉町	98.1%
旧朽木村	90.2%
県全体	88.9%

汚水処理施設については、これまでの過疎対策でも重点的に取り組んでいることもあり、県全体と比べても過疎地域の整備は比較的進んでいます。

ウ) 児童生徒数と小中学校数（平成 20 年度学校基本調査（旧朽木村の数値は高島市の普通交付税算定における数値で記載しています。））

- ・児童数、小学校数

	児童数	小学校数	1校あたりの児童数
旧余呉町	213 人	1 校	213 人
旧朽木村	112 人	3 校（うち分校 1 校）	37 人
県全体	87,220 人	236 校（うち分校 3 校）	370 人

- ・生徒数、中学校数

	生徒数	中学校数	1校あたりの生徒数
旧余呉町	114 人	1 校	114 人
旧朽木村	65 人	1 校	65 人
県全体	41,958 人	107 校（うち分校 1 校）	392 人

1校あたりの児童数、生徒数については、県全体と比べると大幅に少なくなっています。旧余呉町では平成 16 年度に 3 小学校が統廃合されて 1 校となりました。

エ) 医療施設数

- ・病院数（平成 20 年 10 月 1 日現在 医療施設調査）

旧余呉町	0 か所
旧朽木村	0 か所
県全体	60 か所

- ・一般診療所数（平成 20 年 10 月 1 日現在 医療施設調査）

旧余呉町	3 か所
旧朽木村	4 か所

県全体	971 か所
-----	--------

・ 歯科診療所数（平成 20 年 10 月 1 日現在 医療施設調査）

旧余呉町	1 か所
旧朽木村	1 か所
県全体	544 か所

・ 薬局数（平成 22 年 3 月 31 日現在 県医務薬務課調）

旧余呉町	0 か所
旧朽木村	0 か所
県全体	498 か所

医療施設については、過疎地域では国民健康保険による診療所が設置されているのみとなっており、民間の病院、診療所、薬局は設置されていない状況です。

（※②③④の旧朽木村の H17 年以降の数値は高島市の数値から旧朽木村分を算出したものです。）

⑤過疎地域の課題と魅力

旧余呉町区域は県北部の県境に、旧朽木村区域は県北西部の県境に位置しています。主要産業である農林業のうち、農業は経営規模が零細であり、従事者の高齢化が進み、後継者が不足しているなかで、獣害への対策等も必要になっています。林業についても長引く木材価格の低迷により、経営的林業から適正管理による森林保全へと移行しつつあり、どちらも産業としては極めて深刻な状況となっています。加えて、ともに豪雪地帯（旧余呉町区域は特別豪雪地帯）に指定されており、企業等の誘致が進まず、農林業に代わる雇用の場の不足につながっています。また、地域だけでなく通勤可能な範囲にあっても、若者の就業志向の強いサービス業などの就業機会が極端に少ないため、過疎化に拍車をかけているものと考えられます。

人口に占める 65 歳以上の割合も増加し、県内でも高齢化率が特に高い地域となっており、このままではコミュニティー機能の低下により、集落の維持・活性化が困難な状況となることも予想されます。

一方で、これまでの過疎対策事業により上下水道、保健福祉施設、教育施設、公営住宅、集落集会所、情報通信施設、観光レクリエーション施設等の整備を行い、住民の利便性向上のための取組を実施してきたことにより、ハード面での整備については一定程度進められてきました。

また、人口割合など、本県の中に占める割合は低いものの、過疎地域の農耕地や森林は生物多様性保全、二酸化炭素吸収などの地球環境保全、水源涵養保全などの多面的公益機能を果たしており、都市地域を含めたすべての琵琶湖流域住民がこうした恩恵を享受しています。

さらに、近年の自然志向の高まりや農へのあこがれなどから、田舎暮らしや町家暮らしを求めて都会から地方へ移り住みたいというニーズが高まっており、過疎地域のもつ魅力が注目されています。

こうしたことから、過疎地域ににぎわいを呼び戻し、集落機能の維持や地域の活性化を図るため、空き民家の活用を促し、都会からの移住や交流の受入などに取り組むことも必要と考えられます。

これからは、地域に暮らすことで守ってきた自然や文化・歴史、生活や風習といった貴重な財産に誇りを持ち、これまで以上に情報発信し、活用することにより地域の魅力を伝え、住む人、訪れる人が増え、他の地域との交流も積極的に進めることで魅力ある自立した地域を目指すための取組を実施していくことが求められます。

(2) 方針策定にあたっての基本的な考え方

○過疎地域の実情や過疎地域を抱える市のまちづくりの方針を尊重します

過疎地域の厳しい現状を踏まえるとともに、近隣市町との合併により、それぞれ新市の一部の区域となっていることから、当該市のまちづくりの方針に沿ったものとします。

○法の改正の趣旨を踏まえ、ソフト事業の取組に配慮します

改正過疎法では、過疎対策事業は従来のハード事業に加えて、ソフト事業の重要性が高まるという点が大きく取り上げられています。この趣旨も踏まえ、今後、必要となる施設整備に加え、観光振興、交通対策、医療の確保、集落の再編等ソフト事業にも積極的に取り組んでいくこととします。

○過疎地域の魅力、資源の活用を図ります

豊かな自然環境、温かいコミュニティーなど過疎地域の良さを更に情報発信し、地域の魅力を伝えることで、自然志向の高まりや田舎暮らしへのあこがれなどのニーズに対応できる取組を進めます。

(3) 過疎地域自立促進の基本的な方向

本県を取り巻く内外の諸情勢や過疎地域の現状を踏まえ、過疎地域の自立促進については、過疎地域に係わる全ての人、豊かな自然、地域に根付く生活・知恵を最大限に活用し、景観の保全、地域文化の振興、風格ある個性豊かな地域社会の形成、地域間交流と定住の促進などにより、過疎地域の活性化・自立促進を図っていくことを基本的な方向とし、関係市や関係機関、各種団体との連携を密に過疎対策事業を幅広い視点で実施することとします。

(4) 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連

両区域とも、近隣市町村と合併しており、それぞれの合併時に作成した基本計画等に基づき、区域の自立促進を図っていくことが求められます。

<長浜市の旧余呉町区域>

平成 22 年 1 月 1 日に当該区域（旧余呉町）を含む近隣 6 町が長浜市に編入され、当該区域は長浜市の一部となりました。

長浜市の合併基本計画では、市の将来像を「琵琶湖の真珠 ひと・まち・みどりが結び合う自律協働都市」と掲げています。この中では、湖北地域の「ひと」の営み、「まち」の活力、「みどり」の豊かさを踏まえ、文化・産業・自然を、住民が大切に誇り、資源として共有・継承しつつ、自律と協働による新しいまちを目指すこととしており、重点プロジェクトに掲げる「流域をつなぐ水源の里復興プロジェクト」を推進することにより、当該区域の自立促進を図って

いくことが求められます。

<高島市の旧朽木村区域>

平成 17 年 1 月 1 日に当該区域（旧朽木村）を含む 6 町村が合併し高島市となり、当該区域は高島市の一部となりました。

高島市が平成 19 年 3 月に策定した高島市総合計画においては、市の将来目標として「水と緑 人のいきかう 高島市」と掲げられており、当該区域は、特に、高齢者が元気で若者にも魅力ある地域づくりを目指し、最大の資源である自然との調和・共生、そして住民の創意と工夫、協働と協調による地域づくりを進めることとしています。その中で、都市との交流や地域特産物の開発・流通の創出による活性化を図り、「朽木らしさ」を生かしながら、「誰もが安心して楽しく生き生きと暮らせる」個性豊かな魅力ある地域づくり事業を展開していくことが求められています。

3 過疎地域における農林水産業、商工業その他の産業振興および観光の開発に関する事項

(1) 農業の振興

- 後継者の確保や集落営農組織の育成、農産物加工所や直売所等の流通施設の整備、獣害対策の実施、農村の魅力の情報発信などにより地域農業の維持、活性化を図ります。
- 大都市圏に近いという地理的条件を活かし、豊かな自然環境、歴史、文化を含めた農山村の魅力都市住民にも開かれたものとし、空き民家等を活用した都市農村交流、地域の特産物を利用した交流体験活動など観光の視点も取り入れた取組により、地域農業や地域産業の活性化につなげていきます。
- 整備された用水路などの農業利水施設について、長寿命化に重点をおき、効率的・効果的な保全更新を図ります。また、今後、必要とされる農道、用排水路、獣害防止策等の基盤施設については、それらの整備を進めます。
- これらの取組により、国土保全や生態系保全などの中山間地域の農業・農村の有する多面的機能の発揮に努めます。

(2) 林業の振興

- 林道等の基盤整備の推進や適切な維持管理により、森林のもつ多面的機能の維持増進を図ります。
- 間伐・保育等がされないまま放置されている山林が多くなってきていることから、基盤整備、労働力の確保、後継者の育成を図りつつ、安定した生産・流通体系の整備を図り安定経営と木材利用の促進を図ります。
- 森林の持つ癒し効果など緑資源の有効利用への関心が高まる中、近年、注目されているトレッキングや森林セラピー等にも着目し、自然とふれあえる遊歩道の整備など観光レクリエーション施設として森林の有効利用を促進します。

(3) 水産業の振興

- 豊かな自然環境を利用して、アマゴ、イワナ、アユなどを増殖するとともに内水面漁場の

魅力を広く発信して、漁業生産だけでなく、健全なレクリエーションの場の提供や環境学習など多面的機能を有する内水面漁業の発展を図ります。

- 山間の豊富な渓流水を活用した遊漁養殖施設を活用し、特産品化や魚のつかみどりなどの観光遊漁により地域の活性化を図ります。
- 特色ある魚類に影響を与える外来魚については、地元漁協や釣り客の協力の下、対策を行います。

(4) 商工業等の振興

- 地域の特性を活かし、地域課題を解決するビジネスを展開するための支援や起業者の人材育成の支援を行います。
- 地域の特産品開発戦略を構築するとともに、自主的な活動グループを支援することにより、新規作物などの試験栽培や加工品の市場調査などを通じて特産品開発に取り組みます。
- 既存商店街の風情ある街並みを活かしたまちづくりを進めるため、駐車場等の周辺整備を推進し、商店街の利便性の向上や施設の集積および空き店舗の有効利用に努めます。

(5) 観光の開発

- 近年、観光の中にストーリー性や癒し効果、また、日常的に体験できないものを求める傾向にあることから、緑豊かな景観、歴史遺産などが味わえる地域資源を活かした物語や森林セラピー、トレッキングなどの体験を組み込んだ着地型の観光開発に取り組みます。
- 環境に配慮しつつ、自然と文化資源を活用し、宿泊もできる体験レクリエーションゾーン形成のため、滞在拠点施設の整備、観光地への進入路等アクセスの利便性向上、駐車場の整備、歴史的文化遺産等とのネットワーク化、観光農業・観光林業・観光漁業の振興などを推進するとともに、グリーンツーリズムやエコツーリズムなどの観光指向の変化に対応した観光客の受入体制や施設の積極的な更新整備と活用を図ります。
- 祭り、郷土料理、特産品などを活用した多彩なイベントの開催を促進し、通年型観光の確立をめざすとともに、地域間交流を積極的に推進します。

4 過疎地域とその他の地域および過疎地域内を連絡する交通通信体系の整備、過疎地域における情報化並びに地域間交流の促進に関する事項

(1) 交通通信体系の整備

- 生活圏域の拡大に伴う近隣地域等との道路網を整備し、広域的な社会経済文化圏として一体的にネットワークを形成することにより、自立促進の条件整備を図ります。
- 幹線道路をはじめとする道路の未改良部分の整備をすすめ、交通ネットワーク機能を強化し、広域生活圏形成と地域間交流を図ります。
- 道路については、山間部を走るため急カーブ、狭隘で危険な箇所、大型車両が通行できない箇所があり、住民や来訪者の利便性の向上や地域経済の活性化を図るため、必要な整備を進めます。
- 豪雪地域の民家密集地においては、機械での除雪作業が困難であり、道路等の消雪施設等の未整備地区への重点的な整備や老朽化した施設の更新を図ります。
- 高齢者などを中心とする交通弱者の足として重要なバス路線など、住民の利便性の向上、

広域的な公共交通ネットワークの確保の観点から、地域の実情に応じた交通手段の確保に努めます。

- 光ファイバーの整備によるブロードバンド利用可能エリアの拡大、移動通信鉄塔の整備による携帯電話通話エリアの拡大など地域間の情報通信格差を是正するために電気通信施設等の整備を図ります。

(2) 情報化および地域間交流の促進

- 防災行政情報ネットワークシステムの充実により広報や非常時の情報伝達システムの向上を図るとともに、保健医療、福祉をはじめとした各種の情報が各家庭でも得られるシステム整備を進め、日常生活における情報化の推進を図ります。
- 自然環境と既存施設を活かしたイベントを継続的に開催するとともに、都市住民や小中学生が豊かな自然や歴史文化等に親しむことのできる体験活動（グリーンツーリズムやエコツーリズム）を積極的に推進するなど、訪問者だけでなく、地域住民が、自ら住んでいる地域に誇りと愛着を持てるよう、地域間交流を積極的に推進します。

5 過疎地域における生活環境の整備に関する事項

- 水道施設については、経年劣化の著しいものを優先し、計画的に施設更新、改良等を行い、安全で安定した生活用水の供給を図ります。
- 生活様式の変化や交流人口の増加による水需要に対応し、安全に安定して供給するために簡易水道の統合を図ります。
- 未整備地区の汚水処理施設については地理的条件、人口形態等の諸条件を勘案して合理的な手法で施設の整備を推進します。整備済みの施設については、適正かつ合理的な維持管理に努めます。
- 消防施設については、地理的条件等により山間奥地での緊急即応体制について十分でないため、引き続き防災意識の啓発に努め、自主防災組織の育成強化を図るとともに、消防活動が迅速に行えるよう防火水槽、消火栓の設置や消防設備の充実に努めます。

6 過疎地域における高齢者等の保健および福祉の向上の推進に関する事項

- 生産年齢層の都市への流出などから、高齢化が進み、県平均を大きく上回る状況となっています。今後も高齢者が住み慣れた地域で生きがいをもって安心して生活できるよう、元気な高齢者の生きがい対策をはじめ、介護予防の推進、寝たきりや認知症など介護や支援の必要な高齢者等に対する在宅サービスの充実に努めます。
- 元気な高齢者は、特に第1次産業においては中心的な役割を担っており、こうした人々が今までの経験と技術を活かし、また活躍できる場としてシルバー人材センター等の充実など高齢者の能力を活かした生きがい・交流の場づくりに努めます。
- きめ細かな保健・福祉サービスの確保を図るため、広域的な取組、既存施設の活用によるサービス提供体制の整備を図るとともに、保健・医療・福祉の連携により、総合的なケアシステムの構築および在宅みとりの仕組みづくりを図ります。
- 一人暮らしの高齢者世帯や高齢者のみの世帯が増加傾向にあることから、集落自治組織の互助・共助機能の維持強化を図るとともに、公共・公益機関の見守り機能の強化を図ります。

- 子どもや若者とともに紡ぎ出す地域力を活かして、「育ち・育てる環境づくり」を進めるため、行政はもとより、保育所や学校などの施設、地域住民や企業・NPO など多様な主体が相互連携できる子育て支援のための地域ネットワーク構築に努めるとともに、社会全体で子育て・子育てを支える必要性や意義について考える機会を提供し、その理解を促進します。

7 過疎地域における医療の確保に関する事項

- 自然的、社会的条件の制約により開業医等の誘致が困難であり、主な医療機関は国民健康保険の診療所となっています。今後も、へき地拠点病院に指定されているそれぞれの市立病院による巡回診療を行うなど、安定的な医療の確保に努めます。
- 特に医師確保については、様々な対策により、それぞれの市立病院を引き続き支援するとともに、両市と連携し、より効果的な対策を検討していきます。
- 山間部の無医地区については、へき地医療拠点病院や国保診療所との連携により巡回診療を一層充実し、医療の確保を図ります。

8 過疎地域における教育の振興に関する事項

- 教育については、施設整備、周辺整備を含め、心身を切磋琢磨する児童・生徒の教育環境の整備を進めるとともに、地域の特色を活かした教育、地域住民との交流活動が展開できる学校づくりを進めていきます。
- 少人数やへき地という特性を活かして、当地域にしかできない教育、当地域でこそできる教育の確立を目指し、地域における人材や施設を活用しつつ、地域に開かれた学校教育を目指します。
- 登下校時の安全確保を図るために、スクールバスの運行など、細やかな通学対策を講じることにより、今後も安定した通学環境の確保に努めます。
- 図書館やその他の社会教育施設等既存の施設について、地域の人材を活用しつつ、都市との交流や子どもの体験活動の場として有効活用することにより、地域住民の学習機会の充実を図ります。

9 過疎地域における地域文化の振興等に関する事項

- 長い歴史の中で培われてきた有形・無形の伝統的山村文化が受け継がれており、こうした地域文化を掘り起こし、保存、継承していくことは、地域の自立とともに高齢者の社会に対する積極参加の促進と子ども達の郷土愛の醸成につながることから、こうした地域文化の伝承・振興につながる機会の創出を推進していくとともに、伝統的な行事等を県内外に発信していくことで、地域文化を保全・継承していくための支援者の育成を図ります。
- 地域の伝統的な農山村文化の保存と伝承のため、後継者の確保・育成に加え、多くの経費やマンパワーが必要な祭りを継続的に実施するためのボランティアや応援団の育成に努めます。
- 地域住民と都市住民との交流を可能にする拠点施設等と連携して、地域の歴史・民俗・自然等を広く紹介し、地域のアイデンティティを高めるとともに、地域全体をフィールドとして住民活動が活発化するよう支援し、地域文化の発展を促します。

10 過疎地域における集落の整備に関する事項

- 地域づくりに係る専門的人材の紹介・派遣、集落支援員等の研修の実施、あるいは地域間の交流や情報交換の場の創出などを通じて地域の活性化に向けた取組を支援します。
- 地域づくりに関わる特徴的、先進的な取組や政策情報について県内外の事例を収集、提供しながら、それぞれの区域に相応しい地域づくり政策の展開を推進します。
- 高齢化が著しく進んでいる小規模集落等において生きがいをもって安心して暮らすため、公共交通の確保や生活必需品購入等の支援、除雪など、生活不安を解消するための事業を実施します。
- 若者定住・UJIターン者等流入人口の受入を可能とする宅地確保や移住交流の促進などの住居対策を実施し、地域に住むことの誇りを回復し、集落の活性化を図ります。